

新庄北幼・小学校PTA慶弔規定

【*慶事の場合】 ・児童、園児	1 児童、園児が特別善行その他により、地方団体・官庁より表彰を受けた場合、学校の推薦によりPTAより副賞を贈り、表彰する。
・教職員	1 結婚の場合金5,000円を贈り祝意を表す。 2 出産の場合金5,000円を贈り祝意を表す。(男も該当する)
【*弔意の場合】 ・児童、園児	1 児童、園児が負傷により1ヶ月以上の治療を要する場合金5,000円を贈り見舞いをなす。(入院及び家庭療法に限る。) 2 児童、園児が死亡の場合は香料金5,000円と「しきみ」を贈り弔意を表す。 お通夜、会葬は代表者とする。代表の範囲は本部役員、該当学年評議員、該当学年学級委員とする。
・会 員	1 会員死亡の場合(両親または保護者)は、香料金5,000円と「しきみ」を贈り、代表が会葬する。(会長または本部役員) 2 役員死亡の場合は、その都度協議する。 (小中の役員を兼ねている場合は、小中で協定する。)
・教職員	1 教職員死亡の場合は香料金5,000円と「しきみ」を贈り弔意を表す。お通夜及び会葬は代表者(本部役員)とする。 1の申し合わせ事項… 全保護者に通知する。 2 家族(配偶者及び血族姻族の両親)死亡の場合香料金5,000円と「しきみ」を贈り弔意を表す。 お通夜及び会葬は代表者(会長又は本部役員)とする。 3 不慮の災害又は長期の病気にかかった場合、合議の上見舞い金を贈る。
・教育関係者	1 市長、副市長、正副議長、教育委員並びに家族(配偶者及び血族姻族)死亡の場合は合議の上決定する。 2 不慮の災害または長期の病気の場合、合議の上見舞い金を贈る。
*教職員転退職	1 餞別として金2,000円を贈る。
*その他慶弔に関し 必要な場合	1 本部役員合議の上決定する。